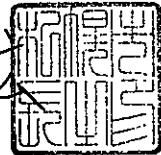


札幌市児童福祉施設条例及び札幌市区保育・子育て支援センター条例の一部  
を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように制定する。

令和 5 年 3 月 / 日

札幌市長

秋元克志



札幌市規則第 8 号

札幌市児童福祉施設条例及び札幌市区保育・子育て支援センター  
条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

札幌市児童福祉施設条例及び札幌市区保育・子育て支援センター条例の一部  
を改正する条例（令和 4 年条例第 42 号）の施行期日は、令和 5 年 4 月 1 日と  
する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。